

森林・緑地における損失補償の実態について：緑地 保全地区と保安林を対象として

村瀬，房之助
九州大学農学部附属演習林

<https://doi.org/10.15017/10904>

出版情報：九州大学農学部演習林報告. 72, pp.97-106, 1995-03-30. 九州大学農学部附属演習林
バージョン：
権利関係：

森林・緑地における損失補償の実態について* 緑地保全地区と保安林を対象として

村 瀬 房之助**

抄 録

都市, すなわち人口集中地区の環境の保全と自然環境そのものの保全は, 現在, 開発に対する法的規制に依拠して進められている。しかし, 法的規制は私的所有権を侵害するため, 規制による損失に対して補償を行っている。このような措置が社会的にとられているにもかかわらず, 現在でも環境保全が進んでいるとはいえない。そこで, 損失補償の実態を都市緑地保全法による緑地保全地区と森林法による保安林について分析した。前者は, 福岡市, 北九州市の緑地保全地区, 後者は, 福岡県, 長崎県の保安林の補償状況を調べた。指定された緑地保全地区は補償よりも買入れている。保安林の損失補償は福岡県で年間約 2,200 万円, 長崎県で 138 万円であった。今後, 科学的な損失補償の在り方の考究と森林・緑地の保全に関わる諸法律の改善と再編が課題といえる。

キーワード: 都市緑地保全法, 緑地保全地区, 森林法, 保安林, 損失補償

1. ま え が き

都市の拡大や国土の開発によって自然環境の破壊が進んでいる。森林の伐採を規制して開発を抑止する方法は, 有力な環境保全対策の 1 つである。しかし, 公的な措置による森林伐採の規制は, 森林所有者の私権を侵害するため, 損失補償が必要となってくる。そのため, いくつかの法令は, 損失補償の規定を有している。ところが, このように社会的規範が定められているものの, 現状をみると, 森林を中心とした自然環境の保全は, 順調に展開しているとはいえない。そこで, 本論文は, ①森林・緑地の保全を目的とした法律を概観し, つぎに, ②森林伐採の規制と損失補償が実際にどのように行われているか, その実態と問題点を明らかにする, さらに, ③損失補償規定の現実的な適合性, つまり有効性について検討する, ことによって環境保全の有効な方法を探求しようとするものである。以上の視点から, 都市環境の保全を目的とした都市の緑地保全地区と森林の維持と災害防止等を目的とした保安林を取り上げその損失補償について考察する。具体的な実態分析は, 緑地保全地区については, 福岡市, 北九州市を, 保安林については, 福岡県, 長崎県を対象として行った。

* MURASE, F.: On the Actual Condition of Compensation for the Forest Reserves and Natural Green Areas Protected by Law in Urban Areas.

** 九州大学農学部附属演習林

University Forests, Faculty of Agriculture, Kyushu University, Sasaguri, Fukuoka 811-24

2. 森林・緑地を保全する法律の概要

損失補償の具体的な実態分析を行うまえに、森林・緑地を保全する諸法律の概要を述べる。自然環境の保全に関わる諸法令は、制定の期日がまちまちで、有機的関連をもって、厳密な体系を構成しているわけではない。

一般的に、環境保全は、都市、つまり人口集中地区を中心として考慮される。そのため、最も基本的な法律として都市計画法（1968）がある。この法律は、市町村の中心地区に対して都市計画区域を定め、それを市街化区域と市街化調整区域に分けている。後者は市街化を抑制すべき区域である。もちろん、都市計画区域に指定されない白地地域も存在する。したがって、都市計画法は、都市公園、風致地区等を除く市街化区域と都市計画区域外の自然環境については保全の対象としていない。都市計画区域外の地域を対象した法律には、主要なものとして森林法（1951）、自然公園法（1957）、自然環境保全法（1972）がある。森林法は保安林、自然公園法は特別地域（特別保護地域、第1種、第2種、第3種地域に分けられる）、自然環境保全法は原生自然環境保全地域と自然環境保全地域、の指定によって自然環境を守っている。

さらに、都市計画区域に関連するものとして、都市緑地保全法（1973）、都市の美観風致を維持するため樹木の保存に関する法律（1962）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（1966）、首都圏近郊緑地保全法（1966）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（1967）、農業振興地域の整備に関する法律（1969）等がある。その他に、国土全域を対象とする鳥獣保護及び狩猟に関する法律（1919）、文化財保護法（1949）、砂防法（1955）、海岸法（1956）、国土利用計画法（1974）がある。

以上の法律の中で、森林・緑地に対する規制に関連して、損失補償の規定を有するものは、都市緑地保全法、首都圏近郊緑地法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、森林法、砂防法、自然公園法、自然環境保全法、文化財保護法、鳥獣保護及び狩猟に関する法律、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法である。その他に林業種苗法、森林病虫害等防除法も損失補償規定をもっている（筒井編著 1976；阿部 1989）。

これらの法律のうち、森林・緑地の樹木群を保全し、環境保全に寄与する代表的な存在として都市緑地保全法と森林法（保安林）を挙げることができる。そこで、以下この2つの法律が規制する緑地保全地区と保安林において行われている損失補償についてその実態と問題点等を明らかにする。

3. 緑地保全地区における損失補償の実態

はじめに、都市緑地保全法の内容を明らかにし、全国の緑地保全地区を概観する。都市緑地保全法によって指定された緑地保全地区は、以下に述べるとおり、各地域の状況にしたがって、指定数、指定面積が異なっている。指定の主体は都道府県と大都市であるが、ここでは、福岡市と北九州市を対象として分析する。

3.1. 都市緑地保全法の性格と全国の緑地保全地区

都市緑地保全法は 1973 年 3 月 9 日に制定されたが、その目的は、緑地の保全及び緑化

を推進して良好な都市環境の形成を図り、健康的、文化的な都市生活を確保することである。全体は、第1章総則、第2章緑地保全地区、第3章緑化協定、第4章罰則の全24条で構成されている。主要部分は、第2章の緑地保全地区の規定(3～13条)で、第2章の主要な項目は、①緑地保全地区に関する都市計画(3～4条)、②緑地保全地区における行為の制限(5条)、③原状回復命令等(6条)、④損失補償(7条)、⑤土地買入れ(8条)、⑥買入れた土地の管理(9条)、⑦国の補助(10条)、⑧報告及び立入検査(11条)、⑨大都市の特例(12条)、⑩公害等調整委員会の裁定(13条)からなる。加えて第3章の緑化協定の締結(14条)、その他(15～24条)がある。

緑地保全地区とは、都市計画区域(都市計画法第5条)内において、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって良好な自然環境を形成しているもの」としている。具体的には、①無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの、②神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの、③風致又は景観がすぐれており、かつ当該地域の住民の健全な生活環境を確保するために必要なもの、である。緑地保全地区における行為制限は、①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、②宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更、③木竹の伐採、④水面の埋立又は干拓、⑤前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの、である。つぎに、損失補償は、以上の緑地保全地区における行為の制限によって損失を受けたものがある場合において、損失を受けたものに対して通常生ずべき損失を補償する。土地の買入れは、同じく、行為の制限によってその土地の利用に著しい支障をきたすこととなった場合、申出に応じて買入れる。大都市の特例は、都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務を、地方自治法(第253条の19第1項)の指定都市においては、指定都市とその長が処理する。緑化協定は、市街地の良好な環境を確保するため、公共施設の用に供する土地を除く土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における緑化協定を締結する。

全国の緑地保全地区は、1994年3月末現在で、指定箇所209地区、面積879.60haとなっている。その内訳は表1でみることができる。最も多く緑地保全地区を指定された地域は、地区数で名古屋市(67地区)、面積で神戸市(141.6ha)である。209地区を面積規模で分けると、1ha以下98地区、1～5ha74地区、5～10ha15地区、10～20ha12地区、20ha以上9地区で、それら地区のうち最小面積は0.2ha、最大は69.9haである。

緑地保全地区の指定も地域の実状を考慮して行われるために、表1でわかるように、面積がほぼ同じである名古屋市と神戸市でも顕著な違いがみられる。前者は67地区(平均2.09ha)、後者は3地区(平均47.2ha)が指定されている。このように1地区の平均面積に大きな差がある。

都市緑地保全法によって指定された緑地保全地区は、以上のとおり地域の状況にしたがって指定数、指定面積が異なっている。以下、政令都市である福岡市と北九州市を対象として分析する。

表1 全国の緑地保全地区の概要
 Table 1 The zones protected by conservation law of natural green area in urban area.

地域	箇所数	面積 ha	平均面積 ha
札幌市	20	40.2	2.0
茨城県	1	25.0	25.0
群馬県	8	28.7	28.7
埼玉県	1	5.1	5.1
千葉県	7	6.7	0.9
千葉市	2	1.8	0.9
東京都	8	88.9	11.1
神奈川県	4	57.8	14.4
川崎市	4	16.5	4.1
横浜市	12	51.3	4.3
岐阜県	4	85.9	21.5
名古屋市	67	140.1	1.5
京都市	2	26.1	13.1
大阪府	2	1.9	0.9
大阪市	1	0.5	0.5
神戸市	3	141.6	47.2
北九州市	16	73.6	4.6
福岡市	47	87.9	1.9
合計	209	879.6	4.2

注 1) 建設省都市緑地対策室の資料から作成
 2) 1994年3月末現在

3.2. 福岡市における損失補償の実態

福岡市の緑地保全地区は、表1でわかるように、1994年3月末で47地区、87.9haである。緑地保全地区は市有地40.8ha、国有地・県有地2.6ha、私有地44.0haに分けられる。ところで、緑地保全地区対して1992年度に2,987万円が支払われた。内訳は工事費2,648万円、委託料・設計等216万円、税補助金123万円となっている。前2者は維持管理費としての支出である。都市緑地保全法第8条による損失補償の支払いはない。補償の支払いよりも指定した私有地の買い入れを行うことが多い。最近の福岡市の買い入れの実績は、1989年度4147.26m²、1990年度1525.22m²、1991年度1416.83m²、1992年度1351.85m²、1993年度3093.23m²、合計11534.39m²(約1.15ha)であった。その結果、買い入れ合計面積は41haとなった。買い入れは、国が買い入れ価額の3分の1を補助する。また、個人所有の緑地保全地区には、市が固定資産税の2分の1の補助を行っている。

3.3. 北九州市における損失補償の実態

北九州市の緑地保全地区の数は16、その合計面積は73.6haである。その中で1つの地区で37.0haを占めるものもある。その他の地区の各面積は0.2～7.5haの範囲にある。緑地保全地区を所有別にみると、市有地28.5ha、私有地45.1haに分けられる。後者には、神社有地7.8haが含まれる。北九州市は、緑地保全地区に指定するといづれ買い取ることを方針としている。ただ、神社有地は、その性格から買い入れる必要はないとみている。

表2 北九州市における緑地保全地区の買入れ状況
Table 2 The whole of natural green areas bought by Kitakyushu city office.

面積 ha	指定年	1989年まで m ²	1990～1993年 m ²	買入合計面積 m ² , A	買入申出面積 m ² , B	% A/B*100
73.6	1974 ～ 1987	253954 (326,340)	30878 (67,500)	284832 (393,840)	311049	91.6

注 1) 北九州市緑政課資料から作成
2) ()内は金額, 単位: 万円

最近の買入れ実績は表2にみられるとおりでである。これまでに買入れた保全地区の面積は28.5haであるが、これは、買入れ申し出面積31.1haの91.6%に達している。

4. 保安林における損失補償の実態

保安林の損失補償の実態については、補償の原因となる保安林の種類、面積、補償額等が、全国の各地域でそれぞれに異なっていると考えられるが、それらの相違の一端を示すために、福岡県と長崎県の2つの地域を対象として比較分析する。はじめに、損失補償の仕組み、つぎに全国の保安林の種類と面積について述べる。

4.1. 損失補償の実施要領と全国の保安林面積

森林法第34条にもとづいて保安林の指定によって生ずる損失の補償が、1959年度から農林事務次官通達によって実施されることになった。その手続き等はつぎのとおりである(林野庁監修1982)。損失補償は、以下の4つの要件に合う保安林の、標準伐期齢以上の立木に対して行われる。①指定施業要件の立木の伐採方法として禁伐または択伐が定められた保安林、②標準伐期齢以上の立木がある保安林、③森林所有者等(保安林として指定された森林の森林所有者その他の権原に基づきその森林の立木または土地の使用または収益をするものをいう)が国又は地方公共団体でない保安林、④過去において森林法第41条の規定による保安施設事業その他これに類する事業が行われたことのない保安林、である。標準伐期齢は、樹種によって異なるが、スギ35年、ヒノキ40年、マツ30年、テーダマツ20年、その他針葉樹30年、クヌギ10年、その他広葉樹15年、アカシア類8年となっている。しかし、つぎの3つの保安林に対しては損失補償が行われない。①近傍類似の普通林の取扱いから類推して、保安林の指定に伴う立木の伐採制限により損失が生じないことが明らかである保安林又は明らかに利用対象外と認められる保安林、例えば、慣行として普通林でも禁伐、択伐が行われている保安林、搬出路がなく搬出が不可能と認められる地域の保安林、生産費がもよりの市場の取引価格をこえる保安林、②保安林の指定によって利益を受けるものと当該保安林の森林所有者等とが同一である保安林、③現に荒廃しているか、又は荒廃しつつある保安林、である。補償は、当該保安林の主伐が禁伐か択伐かによって算定方法が異なるが、年間単位で行われる。

なお、補償額算定は下記の式で行われる。

(1) 禁伐の場合

$$\text{補償額} = A * P$$

ただし、 A : 林分立木価額

P : 年利率 (5分)

(2) 択伐の場合、

$$\text{補償額} = \{A - (R_1 + R_2/P)\}P$$

ただし、 A : 林分立木価額

R₁ : 保安林の指定最初に行う択伐による伐採の収穫価

R₂ : 保安林の指定後第2年目以降毎年行う択伐による伐採の収穫価

P : 年利率 (5分)

林分立木価額の再評価は、10年毎に行われる。しかし、他の法令によって当該保安林の立木伐採制限が行われ、しかも、保安林による伐採制限よりも強度である場合は、保安林指定に伴う補償は行われぬ。

保安林に指定されると、森林所有者は各種の特典を受けることができる。特典は、①税制上の特例措置、②融資及び補助金の優遇措置、③被災時における保安施設事業の実施、に分けられる。税制上の特例措置は、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税について非課税、相続税、贈与税を減税とする。減税は、伐採種によって財産評価額を一部皆伐30%、択伐50%、単木択伐70%、禁伐80%、の割合で控除するものとなっている。融資及び補助金の優遇措置は、①伐採調整資金の貸し付け：一定条件を備える場合は、農林漁業金融公庫から長期低利の融資を受けることができる、②林業基盤整備資金の貸し付け：造林資金として補助事業、非補助事業とも一般造林と比べ貸し付け限度額、年利率の優遇がある、③造林補助金の高率補助：普通林よりも高率の補助がある。保安施設設備事業は、台風、豪雨、山火事等の被害によって保安施設機能が低下した場合、県が主体となってその機能を早期に回復する。事業費は、国と県が負担し森林所有者の経費負担はない。なお、この事業は、保安林改良事業、水源地域緊急整備事業、生活環境保全林整備事業等の治山事業を含む。

ところで、全国の保安林面積は、1993年3月現在で836万207haに達している。所有別には国有林403万2210ha(48%)、民有林432万7997ha(52%)となっている(林野庁治山課1994)。保安林種としては、水源かん養林(1号)が最も多く73%、つぎが土砂流出防備林(2号)の23%、土砂崩壊防備林(3号)0.5%を加えると、これらの1~3号保安林で96.5%を占めている。4号以下では、保健保安林が1.3%を占めて最大である。

4.2. 福岡県における損失補償の実態

福岡県の保安林面積は1993年3月末で県内森林面積の約39%に当たる89千haである。所有別内訳は、民有林67千ha、国有林22千haとなっている。保安林種別で分けると、水源かん養69.9千ha(79%)、土砂流出16.6千ha(19%)、保健10.6千ha(12%)、防風1.3千ha、その他1.2千ha(1%)となっている(福岡県水産林務部1993)。このうち保健保安林は、水源かん養保安林と土砂流出保安林に重複指定されているが、第4期保安林整備計画(1984~1993)によって重点的に配備が進められた。以上の保安林面積のうち

表3 福岡県の保安林に対する年間損失補償金
Table 3 The amount of compensation for the year to the owners of forest reserves in Fukuoka prefecture.

林種	件数	禁伐面積 ha	金額 千円	林種	件数	択伐面積 ha	金額 千円
防風	111	118(32.2)	7,384(34.0)	防風	4	23.1(6.3)	43(0.2)
飛砂	2	2.3(0.6)	30(0.1)	土流	1	3.6(1.0)	379(1.7)
潮害	3	3.1(0.8)	247(1.2)	保健	15	216.8(59.0)	13,599(62.5)
魚付	1	0.5(0.1)	67(0.3)				
合計	117	124.4(33.7)	7,730(35.5)	合計	20	243.4(66.3)	14,021(64.5)
総計 件数：137 禁伐・択伐面積：367.8ha(100) 金額：21,751千円(100)							

注 1) 福岡県水産林務部保安林係資料から作成
2) ()内は%

損失補償の対象となる面積は、1993年度で137件、367.8haとなっている。このうち125件が1992年度と同一の補償額である。再評価で増減のあった15件のうち3件が増加、12件が減少した。その結果補償額は8万2千円減少した。1993年度の補償額は2,175万円であった。補償の対象となった保安林の詳細は、表3でみることができる。それによると面積割合は、防風38.5%、飛砂0.6%、潮害0.8%、魚つき0.1%、土砂流出1.0%、保健59.0%、となっている。つまり、保健保安林と防風保安林とで97.5%を占めている。補償金額もその両者で2,102.6万円となり総額の96.7%に達している。

4.3. 長崎県における損失補償の実態

長崎県の保安林の面積は、1825カ所、36296haに達する。種類別にみると、水源かん養215カ所、17605ha、土砂流出防備663カ所、12511ha、土砂崩壊防備151カ所、306ha、飛砂防備10カ所、40ha、落石防止3カ所、8ha、防風165カ所、347ha、魚つき511カ所、2557ha、航行目標13カ所、29ha、保健53カ所、2624ha、風致13カ所、21ha、となっている。これらのうち、142カ所、4359haが上位保安林との兼種指定となっている。所有別には国有林72カ所（うち兼種指定箇所21）、10965ha（兼種面積1328ha）、民有林1753（うち兼種指定箇所121）カ所、25331ha（兼種面積3031ha）となっている。最大の保安林種別は水源かん養で全体の約48.5%を占めている。また、長崎県では魚つき保安林が比較的多いのが特徴といえる。これらの保安林のうち、民有林の保安林面積は1993年度で25331haである。種別にみると、水源かん養9104ha（35.9%）、土砂流出・土砂崩壊防備11972ha（47.3%）、保健2259ha（8.9%）、魚つき1620ha（6.4%）、その他376haとなっている。そのうちの3031haが兼種指定である（長崎県農林部1994）。

以上の保安林面積において、損失補償の対象となっているのは海岸マツ林の保健保安林約60.63haだけである。このうち50.57haは対馬地区の296人の共有林、7.05haは同じく対馬の神社有林、残りの3.01haも壱岐地区の神社有林である。立木の利用区分は素材である。それらの1990年度の立木林分価額は、さきの所有者の順に1,374万円1,400円、

750万275円, 644万円6180円と評価され, 対する年間補償額はそれぞれ68万7,070円, 37万5,013円, 32万2,308円と決定した。それらは1993年度まで各所有者に支払われた。年間の損失補償の総額は, 138万4,391円であった。

5. む す び

これまでの分析の結果を整理し, 問題点の指摘と今後の課題を展望して, むすびとしたい。

まず, 緑地保全地区については, 1993年度末で福岡市が47地区, 87.9ha, 北九州市が16地区, 73.6haが指定されている。両市とも市域面積に比べて指定面積はきわめて少ない。また, 両市とも都市緑地保全法第7条による損失補償を行わず, 同第8条にもとづいて買入れを実施している。北九州市の1993年度までの買入れ金額は約39億円に達した。その1㎡当たりの買入れ単価は13,800円である。買入れが実施される理由は, 損失補償が緑地保全地区での制限行為に対するものであり, その補償額の算定が困難であることに起因している。

つぎに, 保安林については, 福岡県では1993年度末までに保安林指定面積89千ha, 損失補償対象面積約368ha, 年間損失補償額約2,180万円, 長崎県は保安林指定面積36296ha, 損失補償対象面積約61ha, 年間損失補償額約140万円となっている。両県とも, 損失補償対象森林は所在地名からみて海岸地区に位置する。つまり海岸マツ林の禁伐指定に対する補償がほとんどを占めている。しかし, とくに長崎県の損失補償対象面積と損失補償額が少ない。それは, 海岸マツ林が虫害によって枯損したこと, 内陸部の森林に, 伐期35年以下のヒノキ林が多いこと等, に起因するものである。一般に内陸部の森林において, 保安林指定面積に対して損失補償対象面積が少ないのは, 指定面積の中に択伐指定の水源かん養林, 土砂流出防備林等が多く, 損失補償の対象となりにくいからである。加えて国の予算不足から, 諸通達によって補償条件を厳しくして補償をできるだけ抑止する措置がとられていることも, 保安林における損失補償対象面積が少ない原因となっている。

ところで, 都市における生活環境の保全を実現するためには, 緑地保全地区をもっと拡大する必要があり, 保安林も従来からある保安林の質的向上, 指定面積が少ないが, 現代的要求の強い保安林種類の増大を企図しなければならない。緑地保全地区の指定面積が, 少ないのは, 大都市においては良好な自然環境を形成する森林・緑地の賦存量が少なくなったことにもよるが, 大きな開発利益を生じる高地価をもつ森林・緑地の所有者とは, 指定するにしても, 買入れるにしても合意形成ができないからである。保安林も, 実際は固定資産税, 特別土地保有税の免除, 贈与税の減免, その他の優遇措置によって有利な状況におかれるのであるが, 所有者が束縛されることを嫌って保安林指定を承諾しないのである。

以上のような状況を打開し, 環境保全を前進させるためには, 緑地保全地区の場合, その確保のために買入れ予算を大幅に増額するか, それができないならば, 法的措置の強制力を強めなければならない。すでに, 阿部泰隆教授は全国を開発制限地区に指定することを提唱している(阿部1989)。しかし, それは容易に実現することではない。そこで, 当面, ①地方自治体の公有化予算の不足を補填するために, あるいは維持費を所有者に与えるために地域住民が「基金」を設立する, ②市街化調整区域を拡張する, が考えられね

ばならない。保安林については、内陸部の森林には多くの人工林がみられるが、人工林に対する保安林指定を促進するために、損失補償実施要領の伐期齢の引き下げによって損失補償をする。さらに、内陸部の保安林は種類が多く、それぞれに機能を発揮しているが、損失補償は、一律に素材として販売したときの価額に準拠している。したがって、保安林の種類別、機能ランク別にかけて損失補償する方法を取り入れなければならない。今後の課題としては、第1は、森林・緑地の保全に関わる諸法律を、その有効性を高めるために、改善し、再編する、第2に、損失補償の根拠と算定法を科学的に考察する（岸根1975）、ことが挙げられる。

追記：都市緑地保全法は、1994年6月に改正された。それによって、市町村が、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定め、緑地保全地区内の土地を買い入れることができるようになった。

引用文献

- 阿部泰隆 (1989) : 国土開発と環境保全. 日本評論社, 東京, pp. 99-108
岸根卓郎 (1975) : 森林政策学. 農林出版, 東京, pp. 335-453
筒井迪夫 (1976) : 環境保全と森林規制. 農林出版, 東京, pp. 163-181
長崎県農林部 (1994) : 平成5年度長崎県の林業統計. p. 213
福岡県水産林務部 (1993) : 平成3年度福岡県林業白書. pp. 62-63
林野庁監修 (1982) : 保安林の実務. 地球社, 東京, pp. 208-223
林野庁治山課 (1994) : 保安林及び保安施設地区制度の概要. p. 35

(1994年10月31日受付; 1995年1月6日受理)

Summary

Some laws can restrain development of forests and natural green areas to protect human life against damage, disaster and sprawl of town. The national government and local governments compensate the owners of forest reserves and natural green areas protected by law. This paper analyzes the actual conditions of compensation for natural green areas offered by two local governments, Fukuoka city and Kitakyushu city, and compensation for forest reserves offered by the two prefectural governments, Fukuoka prefecture and Nagasaki prefecture. The results are summarized as follows;

- 1) there are natural green areas protected by conservation law of natural green area in urban area ; 87.9 ha, in Fukuoka city district and 73.6ha, in Kitakyushu city district.
- 2) Fukuoka city office and Kitakyushu city office are buying the natural green areas instead of compensation.
- 3) The local government of Fukuoka prefecture provides compensation of ¥21 million for the year, 1993, to owners of forest reserves ; 368ha, and the local government of Nagasaki prefecture provides ¥1.38 million for the year, 1993, to owners of forest reserves ; 60ha.

The expansion of natural green area protected by law is difficult due to the limited budget of national government and local governments. Therefore, it is hoped that law restricts severely cutting trees in all forests and natural green areas and other land in future. Now, the Forest Agency has plan to increase forest reserves for recreation. The owners of forest reserves for recreation need greater cash subsidies as compensation for management costs.

Key words : coservation law of natural green area in urban area ; natural green area protected by law ; forest law ; forest reserve ; compensation for management costs.